

最新 判決 研究

企業オーナーの交際費・減価償却費の範囲、 行為計算の否認、信義則の適用要件

大阪地裁令和6年3月13日判決（令和4年（行ウ）第60号）

筑波大学名誉教授・弁護士・税理士 **品川芳宣**

一、事実

(1) X（原告）は、大阪市内において「X司法書士事務所」の屋号で司法書士業を営むとともに、自己の所有する不動産を賃貸して賃貸料を得る不動産賃貸業を営み、平成27年分から平成29年分まで（以下「本件各年分」という。）の所得税等に関し、次のように所得金額を計算して、法定申告期限内に確定申告をした。

平成27年分（総所得2897万円余、事業所得△2494万円余、不動産所得4112万円余）

平成28年分（総所得541万円余、事業所得△1571万円余、不動産所得1156万円余）

平成29年分（総所得△674万円余、事業所得△1736万円余、不動産所得285万円余）

なお、消費税については、省略する。

(2) これに対し、所轄税務署担当者は、平成30年8月23日、税務調査（以下「本件調査」という。）を開始し、令和2年1月31日、Xの税務代理人に対し、本件調査の内容を説明し、修正申告を勧奨した。しかし、Xは、令和2年4月28日、その一部について修正申告（以下「本件各修正申告」という。）をしたため、所轄税務署長は、令和2年11月5日付で、本件各年分の所得税等につき、次のような更正等（以下「本件各処分」という。）をした（なお、所轄税務署長は、平成26年10月頃実施した税務調査（以下「前回調査」という。）については、平成27年2月26日付で申告是認通知（以下「前回調査通知」という。）をしていた。）。

平成27年分（総所得1億1382万円余、事業所得△1022万円余、不動産所得1億1114万円余）

平成28年分（総所得5805万円余、事業所得△441万円余、不動産所得5289万円余）

平成29年分（総所得3578万円余、事業所得△508万円余、不動産所得3310万円余）

本件各処分の主たる理由は、事業所得に係る接待交際費（以下「本件交際費」といい、当該支出金を以下「本件支出」という。）及び乗用車7台AないしG（以下「本件各車両」という。）に係る減価償却費（以下「本件減価償却費」という。）の必要経費不算入と不動産所得に係る賃貸料の收受における同族会社等の行為計算の否認（所得税法157等）によるものである。

Xは、本件各処分を不服としてその取消しを求め、前審手続を経て、令和4年5月2日、国（被告）に対して本訴を提起した。

(3) Xは、平成23年頃までは、自己の所有する不動産を個別に第三者に賃貸して賃料収入を得ていたが、平成24年7月以降、自己を代表取締役とし、全額出資のOM社に合計27の不動産（以下「本件不動産」という。）を一括して賃貸し、OM社との賃貸借契約（以下「本件賃貸契約」という。）を締結し、OM社が第三者に個別に賃貸（転貸）することとし、OM社から賃料収入を得ることとした。なお、Xは、その後、本件不動産の一部を他者に売却している。

二、争点及び当事者の主張

1 争点

- (1) 本件交際費の必要経費該当性の有無
- (2) 本件減価償却費の必要経費該当性の有無